平成２７年（フ）第５８号
北海道中川郡幕別町札内新北町32番地の11
三井博方
債務者　三井　博紀
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１５号
岩手県二戸市福岡字矢神111番地　１号棟143号
債務者　奥村　　琴
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第４６号
長野市吉田５丁目３番22号
債務者　佐藤　俊介
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６６号
静岡県富士市宮島835番地の13
債務者　羽切　俊博
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第６１号
香川県さぬき市志度4702番地１
債務者　津村ひとみ
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７０号
香川県高松市今里町390番地７　コート今里402号
債務者　佐々木茂美
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７号
香川県坂出市川津町2661番地１　秋桜101号
債務者　髙橋正太郎
1　決定年月日時　平成27年４月17日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２９号
香川県仲多度郡多度津町大字青木241番地25
債務者　大西　　豊
1　決定年月日時　平成27年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２０８号
福岡市博多区井相田２丁目２番21―306号
債務者　武門　一志
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３０８号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6613番地21、前住所福岡県大野城市大城３丁目９番９－２号
債務者　山本　裕佳
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３３４号
福岡県古賀市筵内1373番地４
債務者　小林　智美
1　決定年月日時　平成27年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３３８号
福岡県太宰府市通古賀３丁目20番１号　プラム・コートリサ106号
債務者　川上　絹枝
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３４８号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東１丁目１番地　双葉ビル303号
債務者　岸本　誠司
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３５１号
福岡県筑紫野市石崎１丁目６番18号　メゾン高橋102号
債務者　田中真理子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３５５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中202番地１、前住所福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲103番地１
債務者　柳池　義典
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３６８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗3692番地２　三野原病院職員住宅Ａ202号
債務者　西島　康夫
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３６９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗3692番地２　三野原病院職員住宅Ａ202号
債務者　西島　　綾
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部